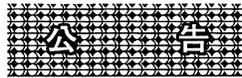


- 1 作業種類  
公共測量 令和5年度飯田市都市計画基本図修正業務委託 修正測量(空中写真測量)
- 2 作業期間  
令和5年11月21日から令和6年3月8日まで
- 3 作業地域  
飯田市

建設政策課



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部守一

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達産品等の種類及び数量

長野保健福祉事務所庁舎以下8施設で使用する電気  
予定契約電力1,284kW及び予定使用電力量3,647,336kWh  
各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。

#### (2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

#### (3) 調達期間

令和6年3月1日から令和7年2月28日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

#### (4) 調達場所

入札説明書によります。

#### (5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予定使用電力量に対する単価(同一月においては単一のものとする。)を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約(建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。)に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成30年長野県告示第588号)の物件の買入れの等級区分がAに格付けされている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。
- (8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されていること。

### 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/index.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問合せ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県健康福祉部健康福祉政策課

電話 026 (235) 7092

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kenko-fukushi/nyusatsu/top.html>

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年1月19日(金) 午後2時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階 入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和6年1月17日(水) 午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2  
(県庁専用郵便番号 380 - 8570)

長野県健康福祉部健康福祉政策課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和6年1月15日(月)午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、令和6年1月17日(水)午後1時までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

財務規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity of about 3,647,336kWh to be consumed in eight facilities.

(2) Contract period:

From March 1, 2024 until February 28, 2025

(3) Place where the product is procured:

Eight facilities including the following:

Nagano Health and Welfare Office Building

(Address: 98-1 Okada, Nakagoshō, Nagano City)

(4) Contact point for the tender information;

description/conditions/and other inquiries:

Health and Welfare Policy Division, Health and Welfare Department,

Nagano Prefectural Government

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City

TEL +81-26-235-7092 (in Japanese only)

(5) Time and place for the tender:

Time: 2:00 PM, Friday, January 19, 2024

Place: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Building 1F

(6) Time limit and mailing address for the tender by mail:

Time: 5:00 PM, Wednesday, January 17, 2024

Mailing Address: Health and Welfare Policy Division, Health and Welfare Department, Nagano Prefectural Government  
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City 380-8570 JAPAN

健康福祉政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友須坂店

須坂市大字須坂字金井原1539番1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社伊勢屋薬局	飯島 崇	千曲市大字稲荷山836

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社伊勢屋薬局	飯島 崇	千曲市大字稲荷山836

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月7日から令和6年4月8日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友戸倉店

千曲市大字戸倉1955-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

- 4 変更した年月日  
令和5年5月8日
- 5 届出年月日  
令和5年10月11日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和5年12月7日から令和6年4月8日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友栗佐店  
千曲市栗佐1201 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

- 4 変更した年月日  
令和5年5月8日
- 5 届出年月日  
令和5年10月11日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和5年12月7日から令和6年4月8日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友上山田店

千曲市大字上山田神戸880-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
合資会社大定商店	大井 定雄	上田市浦野47番地18
遠藤 三郎	—	上田市武石沖699-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
合資会社大定商店	大井 定雄	上田市浦野47番地18
遠藤 三郎	—	上田市武石沖699-1

## 4 変更した年月日

令和5年5月8日

- 5 届出年月日  
令和5年10月11日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間  
令和5年12月7日から令和6年4月8日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友三本柳店  
長野市三本柳東二丁目8番地 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
株式会社西友  
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

- 4 変更した年月日  
令和5年5月8日
- 5 届出年月日  
令和5年10月11日
- 6 届出書の縦覧の場所  
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和5年12月7日から令和6年4月8日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友西尾張部店

長野市大字西尾張部1060-4 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

## 3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

## 4 変更した年月日

令和5年5月8日

## 5 届出年月日

令和5年10月11日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和5年12月7日から令和6年4月8日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友長野北店

長野市檀田二丁目19番10号 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

## 4 変更した年月日

令和5年5月8日

## 5 届出年月日

令和5年10月11日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和5年12月7日から令和6年4月8日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友南長野店

長野市稲里町中央四丁目8番8号 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38

## 4 変更した年月日

令和5年5月8日

## 5 届出年月日

令和5年10月11日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和5年12月7日から令和6年4月8日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊勢宮店

長野市伊勢宮二丁目27番10号 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
有限会社もへじや製菓	森山 直廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
有限会社もへじや製菓	森山 直廣	下高井郡山ノ内町大字佐野413-1

## 4 変更した年月日

令和5年5月8日

## 5 届出年月日

令和5年10月11日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和5年12月7日から令和6年4月8日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウン川中島

長野市川中島町今井字薬師堂1813番地1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

## 3 変更した事項

## (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
パレモホールディングス株式会社	吉田 馨	愛知県名古屋市中村区名駅五丁目27番13号名駅錦橋ビル6階
株式会社モリタ	盛田 良紀	秋田県秋田市山王三丁目3番9号
山岸 明	—	長野市川中島町今里706
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13
有限会社シーポートカンパニー	塚田 浩二	長野市安茂里小市3-30-24
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
有限会社十字屋商店	古牧 敬	塩尻市大字洗馬2698番地
株式会社モリタ	盛田 良紀	秋田県秋田市山王三丁目3番9号
山岸 喜代子	—	長野市川中島町今里706
株式会社タツミヤ	指田 努	東京都八王子市暁町1-32-13
有限会社シーポートカンパニー	塚田 浩二	長野市安茂里小市3-30-24
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濑2-38

## 4 変更した年月日

令和4年11月30日ほか

## 5 届出年月日

令和5年10月11日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和5年12月7日から令和6年4月8日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部 守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777番地1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777番地1

## 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社高木酒店	高木 俊行	長野市大字稲葉日詰2777番地1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社高木酒店	高木 俊行	長野市大字稲葉日詰2777番地1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社モリキ	錦織 征紀	飯山市南町13番地3

## 4 変更した年月日

令和5年5月8日

## 5 届出年月日

令和5年10月11日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

令和5年12月7日から令和6年4月8日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

## 9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

## 公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、南佐久南部漁業協同組合ほか30組合の遊漁規則を、令和5年12月1日、認可しました。詳細は、長野県ホームページ（<https://www.pref.nagano.lg.jp/enchiku/sangyo/nogyo/engei-suisan/suisan/yugyokisoku.html>）に掲載のとおりです。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部 守一

園芸畜産課

## 公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定により、令和5年12月1日、次のとおり漁業権の免許をしました。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部 守一

## 1 漁業権の免許番号並びに漁業権者の所在地及び名称

漁業権の免許番号	漁業権者	
	所在地	名称
内共第1号	南佐久郡小海町大字豊里756-11 佐久市跡部17-1 上田市常田1-2-16 千曲市上山田温泉2-11-3	南佐久南部漁業協同組合 佐久 久 〃 上 小 〃 更 埴 〃
内共第2号	須坂市大字村山145-1 上水内郡飯綱町大字牟礼936-2 飯山市大字静間町尻1340-1	千 曲 川 〃 北 信 〃 高 水 〃
内共第3号	長野市中御所3-14-10	裾花川水系 〃
内共第4号	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原71-599 松本市波田10098 安曇野市明科中川手3842-3 松本市安曇20-2 大町市大町2763 長野市信州新町新町34-8	奈良井川 〃 波 田 〃 犀 川 〃 安 曇 〃 北安中部 〃 犀川殖産 〃
内共第5号	諏訪市洪崎1792-374 茅野市宮川3939-4	諏訪湖 〃 諏訪東部 〃
内共第6号	伊那市狐島4445 飯田市松尾明7499 飯田市南信濃和田1257	天竜川 〃 下伊那 〃 遠 山 〃
内共第7号	木曾郡木曾町福島4935-1	木曾川 〃
内共第8号	北安曇郡白馬村大字北城12875	姫川上流 〃
内共第9号	下高井郡山ノ内町大字平穏7148 飯山市大字静間町尻1340-1	志賀高原 〃 高 水 〃
内共第10号	下伊那郡根羽村2131-1	根羽川 〃
内共第11号	南佐久郡小海町大字豊里4253-1	松原湖 〃
内共第12号	上水内郡信濃町大字野尻269-5	野尻湖 〃
内共第13号	大町市平21048 大町市平11157	青木湖 〃 木崎湖 〃

内共第14号	下伊那郡阿智村浪合1018	浪 合 〃
内共第15号	下伊那郡平谷村354	平 谷 村 〃
内共第16号	諏訪郡富士見町落合10777	釜 無 川 〃
内共第17号	北安曇郡白馬村大字北城12875 新潟県糸魚川市大字須沢中脇2426	姫川上流 〃 糸魚川内水面 〃
内共第18号	上水内郡飯綱町大字牟礼936-2	北 信 〃
内区第1号	茅野市北山2782	茅野市池の平土地改良区
内区第2号	諏訪市洪崎1792-374	諏 訪 湖 漁 業 協 同 組 合

## 2 免許の内容、条件及び存続期間

令和5年長野県告示第517号（漁業法に基づく内水面漁場計画の策定）のとおり

園芸畜産課

## 公告

県営幕宮池地区緊急防災工事の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和5年12月7日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 縦覧に供する書類

県営幕宮池地区緊急防災工事変更計画書の写し

## 2 縦覧の期間

令和5年12月8日から令和6年1月11日まで

## 3 縦覧の場所

上田市役所

農地整備課

## 公告

県営山田新池地区緊急防災工事の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和5年12月7日

長野県知事 阿 部 守 一

## 1 縦覧に供する書類

県営山田新池地区緊急防災工事変更計画書の写し

## 2 縦覧の期間

令和5年12月8日から令和6年1月11日まで

## 3 縦覧の場所

上田市役所

農地整備課

## 公告

県営仁之倉地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土地改良事業の名称  
経営体育成基盤整備事業
- 2 工事の着手年月日  
令和元年8月26日
- 3 工事の完了年月日  
令和5年6月30日

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 許可番号  
令和5年10月25日 長野県指令4都第34-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
上伊那郡辰野町大字伊那富字北沢6639-1の内、6639-2、6640-3の内、6640-4、6666-5、6666-6の内、6666-12の内、6666-13、6666-14、6666-15、6666-16の内、6667-1の内、6667-2、6667-3、6727-1、6727-4、6727-5、6728-1、6728-3、6729-1、6729-3、6732-2、6732-3、6733-1、6733-2、6736-1、6736-3、6736-4、6736-5、6737-1、6738、6739、6740、6741-1、6741-2、6746、6747の内、6748の内、6749の内、6750の内、6751の内、6752の内、6753、6754-1、6755、6756、6757、6758、6759、6761-1、6762-1、6763-1、6764の内、6765、6766、6767の内、6773-1の内、6773-2、6773-3、6779の内、6780の内、6781、6782、6783-1、6783-2、6785-1の内、6787-1、6787-2、6787-5、6788-1、6789の内、6791-1の内、6793の内、6795の内、6796の内、6804-4の内、6816-2、6828-3、字小宮6623-1の内、6623-2の内、6623-5、6623-6、6640-1、字沢尻6543-2の内、6543-6、字巾下7021、7029（第1工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都八王子市石川町2951  
オリンパス株式会社 代表執行役 シュテファン・カウフマン

都市・まちづくり課

## 公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行います。

令和5年12月7日

長野県知事 阿部 守一

- 1 建築物の建築の計画
  - (1) 建築場所 上伊那郡箕輪町大字中箕輪8462-1、8448-3、8440-1、8454-1、8454-3、8454-4、8453-1、8453-5
  - (2) 建築主氏名 箕輪町長 白鳥 政徳
  - (3) 用途地域 第一種住居地域
  - (4) 敷地面積 5,530.63平方メートル
  - (5) 主要用途 体育館
  - (6) 構造及び階数 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 地上2階 地下1階 建て
  - (7) 工事種別 増築

## (8) 規 模

	申 請 部 分	申請以外の部分	合 計
建 築 面 積	802.485 m <sup>2</sup>	1,682.759 m <sup>2</sup>	2,485.24 m <sup>2</sup>
延 べ 面 積	1,726.204 m <sup>2</sup>	1,780.192 m <sup>2</sup>	3,506.39 m <sup>2</sup>

(9) 建 蔽 率 44.94 パーセント 容 積 率 63.41 パーセント

2 日 時 令和5年12月21日(木) 午後2時から

3 場 所 箕輪町地域交流センター 研修室A・B(上伊那郡箕輪町 中箕輪10284)

建築住宅課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年12月7日

長野県教育委員会教育長 内 堀 繁 利

- 落札に係る調達産品等の種類及び数量  
県立学校等(飯山高等学校以下106施設)で使用する電気  
予定契約電力 13,444k W 予定使用電力量 23,307,000k W h
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
(1) 名 称 長野県教育委員会事務局教育政策課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 落札者を決定した日  
令和5年10月19日
- 落札者の名称及び所在地  
(1) 名 称 株式会社V-P o w e r  
(2) 所在地 東京都港区港南2丁目10番9号
- 落札金額  
678,983,443円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 入札公告を行った日  
令和5年9月7日

教育政策課

## 公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和5年12月7日

長野県南信工科短期大学校長 武 田 三 男

- 落札に係る物品等の名称及び数量  
電気システム学科実習用コンピュータシステム 一式
- 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地  
(1) 名 称 長野県南信工科短期大学  
(2) 所在地 上伊那郡南箕輪村8304-190
- 落札者を決定した日  
令和5年10月3日
- 落札者の名称及び所在地  
(1) 名 称 J A三井リース株式会社 長野支店  
(2) 所在地 長野市南千歳町一丁目12番地7

- 5 落札金額  
1か月当たりの賃借額 764,687円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
令和5年8月21日

産業人材育成課

## 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和5年12月7日

長野県南信工科短期大学校長 武田 三男

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
機械システム学科実習用コンピュータシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する所の名称及び所在地  
(1) 名称 長野県南信工科短期大学  
(2) 所在地 上伊那郡南箕輪村8304—190
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年10月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
(1) 名称 J A三井リース株式会社 長野支店  
(2) 所在地 長野市南千歳町一丁目12番地7
- 5 随意契約に係る契約金額  
1か月当たりの賃借額 533,456円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号

産業人材育成課